

平成17年「秋の火災予防運動」実施

全国統一防火標語『あなたです 火のあるくらしの見はり役』

☆目的

この運動は、火災が発生しやすい気候となる時季を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させ、財産の損失を防ぐことを目的とします。



☆実施期間

11月9日(水)から11月15日(火)までの7日間

☆重点目標

(1) 住宅防火対策

建物火災による死者の9割が住宅火災によるものです。その中で高齢者の割合が約6割をしめています。このため一般住宅において、住宅用火災警報器の設置が義務づけられ、火災を早期に見出し、住宅火災による死者の減少を図ります。

(2) 放火火災・連続放火火災予防

全国で「放火」による火災は、10年連続して出火原因の第1位となっています。家庭内ではもちろんのこと、町内会および住民等が連携をして、放火されない環境づくりに努めましょう。

(3) 震災時における出火防止対策

地震時には使用していた石油ストーブやガスこんろ等の火気使用設備・器具への落下物による出火、停電していた電力の復電に伴う電気ストーブ等の機器類からの通電火災等が考えられます。日頃より地震発生時における出火防止対策をたてておきましょう。

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

(住宅火災による死者の発生防止対策)

－ 3つの習慣・4つの対策－

3つの習慣

○寝たばこは、絶対やめる。

寝たばこをして眠り始め、手からポロリと布団に落ちると、長い時間くすぶった状態になり、その後発火する危険性があります。寝たばこは絶対しないようにしましょう

○ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。

カーテンや障子などから離れたところで使用して、洗濯物は上方で干さないようにしましょう

○ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

“ちょっと”だからと言って火を付けたまま用事をしない。離れるときは炎を小さくするだけではだめ、必ず火を消してからにしましょう

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具や衣類からの火災を防ぐために、防災製品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。